

# 介護報酬の再改定を求める請願署名

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実に理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に拠らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しを求めます。

## 【請願項目】

- 1、次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の再改定をおこなってください。

住 所

---

団 体 名

---

代表者氏名

---

印